



市章

大津市公報

令和3年6月1日
号外(第33号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 52 大津市障害者雇用促進本部設置規則の一部を改正する規則…………… 1
- 53 大津市契約規則の一部を改正する規則…………… 1
- 54 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 55 大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則…………… 2

規 則

大津市障害者雇用促進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第52号

大津市障害者雇用促進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市障害者雇用促進本部設置規則(令和2年規則第114号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「教育部次長」の次に「、企業総務長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第53号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)、様式第1号の2(裏)、様式第2号の3(第1葉表)及び様式第2号の4(第1葉表)中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者」を「入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第54号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成21年規則第91号)の一部を次のように改正する。

第24条第6号から第11号までの規定中「第62条第1項」を「第68条第1項」に改め、同条第12号中「第52条第1項(法第62条第1項)」を「第55条第1項(法第68条第1項)」に改め、同条第13号中「第53条第2項(法第62条第1項)」を「第56条第2項(法第68条第1項)」に改め、同条第18号から第20号までを削り、同条第17号中「昭和23年厚生省令第23号」の次に「。次号において「省令」という。」を加え、同号を同条第20号とし、同条第16号中「第56条(法第62条第1項)」を「第61条(法第68条第1項)」に改め、同号を同条第19号とし、同条第15号中「第55条第1項(法第62条第1項)」を「第60条第1項(法第68条第1項)」に改め、同号を同条第18号とし、同条第14号中「第54条(法第62条第1項)」を「第59条(法第68条第1項)」に改め、同号を同条第17号とし、同条第13号の次に次の3号を加える。

- (14) 法第57条第1項（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による営業の届出の受理に関する事。
- (15) 法第58条第1項（法第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の回収の届出の受理に関する事。
- (16) 法第58条第2項（法第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣又は内閣総理大臣への報告に関する事。
- 第24条第21号を次のように改める。

(1) 省令第71条の2の規定による廃業の届出の受理に関する事。

第24条第22号中「規則第15条」を「大津市食品衛生法施行細則（平成21年規則第26号）第8条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第55号

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

大津市食品衛生法施行細則（平成21年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（届出書等の様式等）

第5条 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下この条において「省令」という。）第2条の2第1項の届出書、省令第49条第1項の届書、省令第67条の申請書並びに省令第68条第1項、第69条第1項、第70条第1項、第70条の2及び第71条の2の届出書の様式は、市長が別に定める。

2 法第58条第1項及び省令第71条の規定による届出は、市長が別に定める様式による届出書を提出することにより行うものとする。

第6条の見出しを「（営業許可証）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「営業許可証（様式第4号）」を「所定の様式による営業許可証」に改め、同項を同条とする。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第14条までを削り、第15条を第8条とする。

様式第3号から様式第11号までを削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係る改正前の大津市食品衛生法施行細則第7条に規定する届出書及び第9条から第11条までの規定による届出については、なお従前の例による。